

(公的年金)：民主党案の論点 ～ 所得比例年金を中心に

民主党案は昨年5月に骨格が公表されていたが、世論からは事実上の棚上げとみなされ、大きな話題にならなかった。先般、試算の公表をめぐる騒動が起きたが、試算結果を議論する前に提案の意義や仕組みを議論し、その上で理解を深めるツールとして試算を利用すべきだろう。

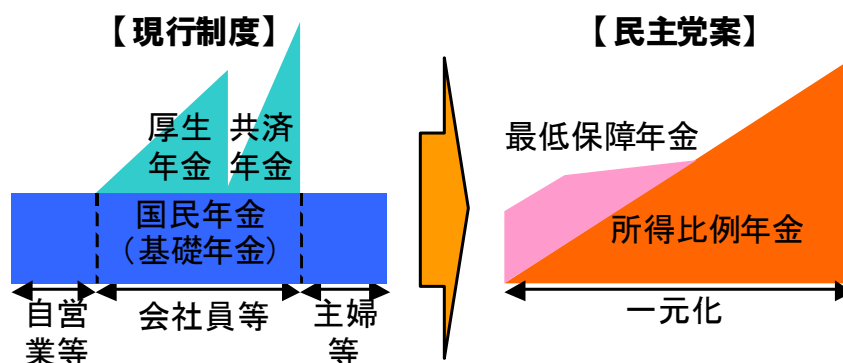
民主党が2009年の衆議院選挙で掲げた改革案は政権交代後も検討が進められ、昨年6月の「社会保障・税一体改革成案」には「新しい年金制度」として盛り込まれた。これに先立つ5月には民主党の調査会が新年金制度の骨格をまとめていたが、成案には優先事項として「現行制度の改善」が盛り込まれたため、民主党案は事実上棚上げされたものとして話題にならなかった。

民主党案のポイントは、(1)公的年金を一元化する、(2)納めた保険料に応じて年金を受給できる所得比例年金を基本とする、(3)所得比例年金が少ない場合には最低保障年金で補足する、の3点である。先日話題になったのは最低保障年金の財源に過ぎなかったが、本稿では民主党案の基礎となる所得比例年金を中心に、民主党案の論点を確認する。

民主党案の第1のポイントは公的年金の一元化である(図表1)。現行制度には、昨年話題になった「運用3号問題」や「パート労働者への適用」など、働き方によって加入制度が分かれることに伴う問題がある。一元化すれば制度間の異動がなくなると同時に制度を分ける線引きが不要になるため、前述のような問題が起きないというのが民主党案の考えである。

これに対しては、(1)自営業者には定年がないなど、サラリーマンと自営業者は老後保障の必要性が異なる、(2)自営業者とサラリーマンとで所得捕捉の度合いが異なる、という意見がある。 (1)は以前からの指摘ではあるが、典型的な自営業者である農林漁業従事者の減少や個人請負の増加など近年の変化をどう考慮するかが論点となろう。(2)は所得比例年金のみならば大きな問題にならないが、最低保障年金があるためにサラリーマンとの間に不公平感が生じる懸念がある。このデメリットを、番号制度や歳入庁等でどの程度カバーできるかや、自営業者の減少を鑑みて大目に見るか、といった点が今後の論点となろう。

図表1： 民主党案のイメージ (現行制度との比較)



第2のポイントである所得比例年金は、昨年5月にある程度の内容が明らかになっている（図表2）。この中では、まず、前述の一元化との関連で保険料の賦課ベースが論点となろう。民主党案では、サラリーマンは現行と同様に収入が賦課ベースとなるが、自営業者は必要経費の控除が認められる。保険料の賦課ベースは所得比例年金額に影響し、結果として最低保障年金額にも影響するため、不公平感が生じる原因となりうる。一元化に賛同が得られたとしても、賦課ベースの揃え方が第2の課題となろう。

また、所得比例年金がスウェーデンと同様の「みなし拠出建て」である点も議論となろう。みなし拠出建ては、企業年金におけるポイント制やキャッシュ・バランス・プランと似た制度で、個人ごとの保険料を仮想的な勘定に積み立て、その累積額をもとに年金額を決める仕組みである。現在の厚生年金（報酬比例部分）は個人の給与（標準報酬）をもとに年金額を決めるため大きく異なるような印象もあるが、厚生年金保険料が将来18.3%に固定された状況では保険料と給与の関係は一定になるため、両者に大きな違いはないと見る事が出来る。この仕組みでは、厚生年金（報酬比例部分）における「再評価」は毎年の残高に対する利息付与に置き換えられるため、みなし拠出建ては現行制度を分かりやすく見せる工夫に過ぎないと見ることも出来る。

その一方で、分かりやすく見せることへの反論もある。仮想勘定の利息にあたる「見なし運用利回り」は賃金下落や少子化の影響でマイナスになる可能性があるため、国民がマイナスの利回りに反感を強めるのではないかという指摘である。現行制度の再評価率も賃金下落やマクロ経済スライドによってマイナスになる可能性があることを考えれば、マイナスになるかどうかではなく、どちらの方式が国民の納得を得やすいかや、少子高齢化の影響をどのように国民に示すべきか、という点が焦点になるべきだろう。

みなし拠出建てでは、財政バランスの確保方法も重要な論点である。昨年5月の資料には、見なし運用利回りに現役人口の減少を反映させて概ね100年間は財政が維持できるようにするとの記載があり、先日公表された昨年春の試算では人口減少率の反映度合い（図表2下段の α ）を調整することで財政をバランスさせている。 α を用いるのはドイツと類似した仕組みだが、現在のマクロ経済スライドと比べると1年当りの削減率が小さくなる点には留意が必要だろう。削減率が小さくなるのは、現在のマクロ経済スライドが、名目下限ルールに抵触する場合を除き、基本的に現役人口の減少を直接反映させて早期に給付削減を終わらせるのに対し、試算では概ね100年間給付を削減し続ける仕組みになっているため、1年当りの削減率がマクロ経済スライドよりも小さくて済むためである。この結果、現在のマクロ経済スライドと比べて給付削減を先送りする形になる点が、今後の論点となるだろう。

α による調整はドイツを参考にした試算上の仮定であろうし、財政バランスには経過的に給付される現行制度部分の削減方法も大きく影響するため拙速な評価は出来ない。所得比例年金だけでも上記以外に様々な論点がある中、それに連動して給付が決まる最低保障年金の議論だけが採りあげられる状況には、留意が必要だろう。

（中嶋 邦夫）

図表2： 民主党案(所得比例年金)のポイント

○保険料

- ・ 老齢年金部分は15%程度。別途、遺族・障害年金分を加算。
- ・ 被用者は労使折半。自営業者は全額自己負担（激変緩和措置あり）。
- ・ 被用者の賦課ベースは給与収入、自営業者の賦課ベースは「売上—必要経費」。
- ・ 賦課ベースには上限を設ける（＝年金受給額に上限を設ける）。

○年金額

- ・ 個人単位で計算。
- ・ 夫婦は、納付保険料の夫婦計を折半して各人の納付保険料とする（二分二乗）。
- ・ 納付保険料を記録上積み上げ、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出。
- ・ 納付保険料の積み上げには、年金支給開始時まで「見なし運用利回り」を付利。
- ・ 「見なし運用利回り」は、1人当たり賃金上昇率をベースにしつつ、現役人口の減少を加味することで、概ね100年間、所得比例年金の財政が維持できるように調整した値。
- ・ 出生率・人口動態、経済成長率・賃金上昇率等の経済前提に一定の変化があった場合には、見なし運用利回りとは財政計算の見直しを速やかに行う。

※試算の前提

- ・ 見なし運用利回り = 1人当たり賃金上昇率 - 15~64歳人口減少率 × α
- ・ α は財政均衡を図るために必要な調整係数で、0~1の値をとる。

(資料)

民主党 社会保障と税の抜本改革調査会 「『あるべき社会保障』の実現に向けて」(2011年5月26日)

※資料は内閣官房ホームページ(社会保障改革に関する集中検討会議 第9回 資料)より

民主党 社会保障と税の抜本改革調査会 「新制度の財政試算のイメージ(暫定版)」(2012年2月10日)

※試算は2011年春に実施されたものと説明されている。

発行： ニッセイ基礎研究所

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル

FAX：03-5512-1082, E-mail：report@nli-research.co.jp

年金ストラテジーWebアドレス

http://www.nli-research.co.jp/report/pension_strategy/index.html

本誌記載のデータは信頼ある情報源から入手、加工したものです。その正確性と完全性を保証するものではありません。本誌内容について、将来見解を変更することもあります。本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。ニッセイ基礎研究所の書面による同意なしに本誌を複写、引用、配布することを禁じます。